

第9回「医療機関等における消費税負担に関する分科会」(平成25年11月14日)
における主な意見

1. 「消費者物価への影響」の取扱い

- 診療側委員からは、
 - ・ 診療報酬本体の改定率の計算式では、従来用いられてきた「消費者物価への影響」ではなく、「消費税率」そのものを用いるべき。との意見が述べられた。

- 他方、支払側委員からは、
 - ・ 過去の経験から、物価が消費税率の引き上げ分だけそのまま上がるということは考えにくく、診療報酬に消費税率分を丸々上乘せすることはありえない。との意見が述べられた。

2. 「減価償却費」の取扱い

- 診療側委員からは、
 - ・ 診療報酬本体の改定率の計算式では、設備投資の消費税負担に関しては、「減価償却費」ではなく、「設備投資額」を用いるべき。
 - ・ 仮に「設備投資額」ではなく、「減価償却費」が用いられることになった場合は、その全額を課税費用扱いとすべきである。との意見が述べられた。

- 他方、支払側委員からは、
 - ・ 「設備投資額」を用いることについては、毎年、設備投資の変動が大きいこと等から、「減価償却費」で対応すべき。との意見が述べられた。

3. その他

- ・ 消費税対応について、今後も継続的に検証する必要がある。そのためにも消費税対応分の財源について、通常の診療報酬改定財源と明確に分けた形での明示を求めたい。
- との意見が述べられた。

以上